

## 産業廃棄物処分量許可証

住所 広島県廿日市市浅原甲962番地の2  
氏名 広島堆肥プラント 株式会社  
代表取締役 植村 浩太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 横田 美香



許可の年月日 令和 8 年 1 月 16 日  
許可の有効年月日 令和 15 年 1 月 15 日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理(発酵)

## 産業廃棄物の種類

【発酵】汚泥、廃酸(有機物に限る。)、廃アルカリ(有機物に限る。)、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及び動物のふん尿(これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 発酵施設

広島県廿日市市浅原甲962番地の2 平成8年1月16日設置

処理能力 汚泥、廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及び動物のふん尿 50 t/日

## (2) 保管施設

ア 広島県廿日市市浅原甲962番地の2 114 m<sup>3</sup>、汚泥、廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及び動物のふん尿 13.1 m<sup>3</sup>、屋内保管イ 広島県廿日市市浅原甲962番地の2 45.56 m<sup>3</sup>、汚泥、廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及び動物のふん尿 23.5 m<sup>3</sup>、屋内保管ウ 広島県廿日市市浅原甲962番地の2 55.3 m<sup>3</sup>、汚泥、廃酸、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及び動物のふん尿 13.1 m<sup>3</sup>、屋内保管

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和8年2月9日 更新許可(優良認定)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有